

# 令和7年度 **ブロック塀等補助金のご案内**

この「ブロック塀等補助事業」は、令和7年度(2026年3月31日)をもって終了予定として  
います。当該補助金制度のご利用を検討されている方は、お早めにご相談ください。

地震などによるブロック塀等の倒壊及び転倒による被害防止のため、道路沿いの危険なブロック塀等の改善工事に要する費用を補助します。

## 1 補助制度の対象

● 道路※1沿いの高さ70cmを超えるブロック塀等※2で、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、通行人に被害を与えるおそれがある危険なもの※3

※1 「道路」とは、建築基準法第42条に規定する道路

※2 「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造  
その他の組積造による塀

※3 次のいずれかに該当するもの。事前審査時に判定します。

ア ひび割れしているもの

イ 破損しているもの

ウ 傾斜しているもの

エ 建築基準法の基準に適合しないもの

● 補助金を申請できる方 ブロック塀等の所有者又は市長がこれに準ずる者として認めるもの

## 2 補助対象となる工事

● 撤去 道路沿いの危険ブロック塀等を撤去する工事

● 補強 道路沿いの危険ブロック塀等を建築基準法に適合するブロック塀に補強する工事

● 改修 道路沿いの危険ブロック塀等を撤去し、新たに安全な工作物等(建築基準法の基準に適合する塀、又は、軽量な塀等※4)を築造する工事

※4 「軽量な塀等」とは、生け垣、フェンス、板塀等。

## 3 補助額

### 危険ブロック塀に関する補助金メニュー

【撤去】	【補強】	【改修】
撤去費用の 1/2以内 (上限10万円)	補強費用の 1/2以内 (上限10万円)	撤去・築造の費用の 1/2以内 (上限15万円)

手続きの流れについては裏面をご覧ください。

## 4 手続きの流れ

項目	申請者	茅野市
事前審査	相談・事前審査依頼	受付・現場調査(対象工事か判定) 調査結果のお知らせ
施工業者の選定	施工業者の選定 「見積書」の取得	
申請	「補助金交付申請書」の提出※ 「補助金交付決定通知書」の受領	「補助金交付申請書」受付・審査 「補助金交付決定通知書」の交付
施工業者との契約	申請者が施工業者と契約	市から交付される「補助金交付決定通知書」受領後に契約して下さい。
工事	工事の実施	
実績報告	「実績報告書」の作成・提出 「補助金確定通知書」の受領	「実績報告書」の受付・審査 「補助金確定通知書」の交付
補助金の請求	「請求書」の提出	「請求書」の受付・内容確認
補助金の受領	入金の確認	補助金の支出

### ※補助交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 対象となるブロック塀等が所在する土地の案内図
- 見積書の写し
- 工事施工予定箇所・内容が分かる図面
- 施工前の状態を撮影した写真
- 市税の納税証明書
- その他市長が必要と認める書類

※補助金の交付申請を行う前に建築工事等(除却工事を含む。)の契約をしてしまうと、補助金は受けられません。ご注意ください。

※補助金がなくなり次第、受付を終了しますので、あらかじめご承知ください。

## お問合せ先

茅野市役所 都市計画課 建築係

☎ 0266-72-2101 (内線539・540)